

## 第5章 実現方策の検討

## 5-1 重点プロジェクト

### (1) 基本的な考え方

- ・本市が取り組むべき都市計画やまちづくりの事業・制度・施策等は、非常に膨大かつ多岐にわたりますが、今後の社会情勢は流動的で予測が難しく、市民ニーズもますます多様化すると思われる、経済・景気動向も必ずしも単純な成長方向になるとは限りません。
- ・そこで、状況に応じた柔軟な事業展開が図れるよう、計画立案の段階から準備をしておくことが重要であり、そのためには、多くの事業の中から特に重要性が高いものを明確にし、的を絞っておくことが重要です。
- ・本市の都市計画に関わる各種の事業・制度・施策のうち、早急に具体化を進め、優先的に対応すべきものを「プロジェクト」として位置づけます。
- ・プロジェクトは本市の発展や地域振興を牽引するほか、個性や魅力を高めるなど、まちづくりに大きく貢献する事業等を選定します。
- ・まちづくりにおいては関連する他事業との関わりが重要であることも多いため、プロジェクトを始めとする事業の実施に際しては、そのほかの事業などとの関連性に十分配慮します。

### (2) プロジェクトの選定の視点

- ・プロジェクトに位置づける事業・制度・施策は、次のような視点を参考として選定します。

視 点	内 容
【上位計画】 上位計画や関連計画との 整合性や関連性	・行方市総合戦略等の上位計画において具体的に位置づけられている事業等 ・まちづくりに関わる各種計画が策定済みの事業等
【市民要望】 市民のニーズや関心が高い	・市民の意向調査結果や市民懇談会等における意見として、多くの市民が求めている事業等
【継続事業】 まちづくりの継続性	・既に実施中の事業等
【活性化貢献】 本市の活性化や発展への 貢献	・活力ある地域づくりや本市の経済的な発展への貢献が期待できる事業等 ・本市の価値やイメージを高める効果が期待できる事業等
【問題解消】 問題解消等の緊急性	・既に明らかとなっているまちづくりに関わる問題の解消に役立つ事業等

### (3) プロジェクトの選定と基本方針

- ・前に示したような考え方に基づいて、次のようなプロジェクトを位置づけ、今後、積極的なまちづくりの展開を図ります。

#### ①東関東自動車道水戸線プロジェクト

- ・東関東自動車道水戸線プロジェクトは、全国的高速道路網整備の一部として重要性が位置づけられているほか、市民や企業などの交通利便性を高め、本市の活性化や経済的な発展に役立つ非常に重要な事業であることから、プロジェクトとして選定します。
- ・このプロジェクトの狙いとしては、東関東自動車道水戸線による交通利便性の向上効果を生かすことで、本市への新たな産業の立地促進を図るほか、市民などが水戸市や成田市などの周辺都市が有するさまざまな都市機能を活用しやすくすること、首都圏を始めとする他都市から本市への来訪者などを増加させることなどが期待されます。
- ・このプロジェクトに関わる今後の課題としては、長期的には高速道路の整備によって IC 周辺などにおいて無秩序な開発が進むことで土地利用の混在や景観の悪化などが生じることもあるため、適切な土地利用の規制・誘導の方策や良好な景観形成のための方策を検討することが重要となります。

#### ■東関東自動車道水戸線の整備

項 目	内 容
IC アクセス道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮称)麻生 IC へのアクセスに関わる都市計画道路 3・4・3 粗毛・石神線、一般県道荒井行方線、一般県道繁昌潮来線の整備を促進します。</li> <li>・(仮称)北浦 IC へのアクセスに関わる国道 354 号の整備を促進します。</li> </ul>
IC 周辺の市街地や拠点の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮称)麻生 IC 周辺の新原市街地などにおいて、企業等の立地動向などを見ながら適切な整備や土地利用の規制・誘導を検討します。</li> <li>・(仮称)北浦 IC 周辺の北浦複合団地、IC 周辺の幹線道路沿道などにおいて計画的な土地利用の推進を図ります。</li> </ul>
交通結節点の景観整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・IC 付近などの交通結節点は交通量が多く、人の目に触れやすい場所であるため、沿道立地型店舗や屋外広告物などが集積しやすいことから、適切な土地利用の規制・誘導や景観計画の立案や条例化などを検討します。</li> </ul>
IC 周辺の農地や自然地の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通利便性を生かした店舗やサービス施設等の立地が進みやすいため、周辺の良好な農地や自然地の保全については、適切な土地利用の規制・誘導を検討します。</li> </ul>
休憩施設などの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮称)行方 PA については、関係機関と協議を進めながら具体化していくとともに、整備を働きかけていきます。</li> <li>・(仮称)行方 PA に併設して整備予定の地域振興施設について、施設の方向性を検討していきます。</li> <li>・地域振興施設の機能としては、例えば、「休憩機能」、「情報発信機能」、「地域連携機能」などが考えられます。そのほかの例としては、農業体験等のレクリエーション機能や、本施設を核とした 6 次産業化などの付加機能も検討します。</li> </ul>

## ②北浦複合団地プロジェクト

- ・北浦複合団地プロジェクトは、茨城県や本市の各種上位計画に位置づけられ、既に着手済みとなっている重要な事業であるほか、本市の活性化や経済的な発展に役立つため、プロジェクトとして選定します。
- ・このプロジェクトの狙いとしては、計画的な都市基盤施設の整備を行うことで、本市への新たな産業の立地促進を図ることなどが期待されます。
- ・今後の対応としては、茨城県とともに積極的な企業誘致を図ることが重要となります。

## ■北浦複合団地の整備

項 目	内 容
東関東自動車道水戸線の整備	・高速道路は企業の立地条件として非常に重要であることから、北浦複合団地の価値を高めるため、引き続き、東関東自動車道水戸線の整備を推進します。
住宅地の整備	・北浦複合団地への企業立地にもなって、新たに市内に転入する就業者の居住の受け皿が必要であることから、企業の立地動向を見ながら、既存のストックを生かし、確保していきます。
都市計画の位置づけの整理	・都市計画における位置づけを明確にするため、北浦複合団地の整備状況などを見ながら、用途地域や都市計画道路、都市計画公園などの都市計画決定を行います。

## ③新庁舎整備プロジェクト

- ・新庁舎整備プロジェクトは、充実した市民サービスを提供する市の新たな中心地としての発展に役立つため、プロジェクトとして選定します。
- ・このプロジェクトの狙いとしては、旧3町に分散する現在の庁舎について、本市の地理的中心地において新庁舎として集約するとともに、その他の公共施設についても長期的に移転や集約を検討するほか、交通結節点としての機能を強化することで、既存のなめがた地域医療センターと合わせて、行政・医療サービス拠点として、市民の生活利便性を高めることが期待されます。
- ・このプロジェクトに関わる今後の対応としては、計画的で秩序ある土地利用を進めるため、必要な都市基盤施設の整備を進めるほか、各種施設の整備状況や市内外からの定住需要の状況等を踏まえながら、住宅機能や商業機能など、中心拠点としてふさわしい土地利用のあり方を模索していくことが必要です。

## ■新庁舎の整備

項 目	内 容
都市基盤施設の整備	・本市の新たな中心地として土地利用を図っていくにあたり、必要な都市基盤施設の整備を行うこととします。
交通結節点の整備	・誰もが利用しやすいアクセス性を向上させるため、バスターミナルの設置など、交通結節点としての機能を強化します。
望ましい将来像の検討	・本市を取り巻く各種の状況と、地域住民を始めとする各種の意見を踏まえながら、全体の望ましい将来像を立案します。

## ④玉造市街地整備プロジェクト

- ・玉造市街地整備プロジェクトは、市民の買い物などの不便さを解消し、本市の活性化や経済的な発展や、本市の定住・移住に役立つため、プロジェクトとして選定します。
- ・このプロジェクトの狙いとしては、周辺都市に依存せざるを得ない買い物などについて市民の生活利便性を高めるほか、周辺都市の購買人口を吸収することで、本市の活力向上や経済的な発展に貢献するとともに、子育て世代にとって魅力ある住環境の整備を図ることで、定住・移住につながるなどが期待されます。
- ・このプロジェクトに関わる今後の対応としては、都市計画の面で市街地としての位置づけを明確にするための都市計画の手続きを検討することが必要であるほか、課題としては、既存の玉造市街地と新たな商業機能の拠点などの役割分担や整合性、土地利用に関する規制・誘導方策を検討したうえで、市民理解を得ながら良好な市街地を整備していくことが重要となります。

## ■玉造市街地の整備

項 目	内 容
望ましい将来像の検討	・既存の玉造市街地や新たな商業機能の拠点を一体の市街地として捉え、地域住民を始めとする各種の意見を踏まえながら、全体の望ましい将来像を立案します。
用途地域や地区計画の指定	・都市計画において市街地の位置づけを明確にするとともに、新たな都市的土地利用を誘導するための制度として用途地域や地区計画の指定を適切な時期に検討します。
都市基盤施設の整備	・用途地域や地区計画の指定とともに道路や公園、下水道などの骨格的な都市基盤施設についても適切な時期に検討し、さらに整備を推進します。
商業拠点の整備	・国道 354 号や国道 355 号が通過する恵まれた交通動線を生かし、引き続き、本市の商業的中心地としての形成を推進します。
住宅機能の整備	・玉造幼稚園、玉造中学校、玉造公民館、市立図書館などの教育機能が充実していることから、住宅機能を配置し、若年層や子育て世帯の定住・移住を促進します。 ・住宅機能の配置にあたっては、「行方市空き家等対策計画」に基づきながら、近年増加する空き家の解消や有効活用を図るとともに、旧玉造小学校跡地や現玉造庁舎(新庁舎整備後に解体予定)などの公有財産の活用した住宅地整備を検討します。
レクリエーション拠点の整備	・霞ヶ浦大橋周辺は、霞ヶ浦ふれあいランドを核として高須崎公園や道の駅たまつくりなどによる観光・交流機能の拡充を図ります。

⑤麻生市街地整備プロジェクト

- ・麻生市街地整備プロジェクトは、用途地域や都市計画道路を始めとする都市計画が定められており市街地の位置づけが明確になっている重要な市街地であり、そのうえ、多くの市民や産業、資源などの集積がある一方で、都市基盤施設の整備水準面での課題があるなど総合的な活性化を図る必要があることから、プロジェクトとして選定します。
- ・このプロジェクトの狙いとしては、引き続き市街地の都市基盤施設などの整備を図ることで、市街地環境の向上を図ることに加えて、地区が有する自然資源や歴史資源などを生かした個性的な市街地整備を図ることなどが期待されます。
- ・このプロジェクトに関わる今後の対応としては、都市計画事業のみならず広範囲な事業手法を用いて市民理解を得ながら良好な市街地を整備していくことが重要となります。

■麻生市街地の整備

項 目	内 容
望ましい将来像の検討	・既存の市街地を中心に、その周辺にある各種の地域資源を含めて広範囲の地域について地域住民を始めとする各種の意見を踏まえながら、全体の望ましい将来像を立案します。
都市基盤施設の整備と再検討	・市民理解を得ながら都市計画道路を始めとする都市計画事業の円滑な推進を図り、市街地に相応しい都市基盤施設の整備を行うこととします。 ・長期未着手の都市計画道路について、その必要性等を再検討します。
地域資源を生かした活性化	・麻生藩家老屋敷記念館や武家屋敷の風情を感じる民家家屋などの歴史資源、霞ヶ浦などの自然資源に着目し、個性的な市街地の整備を行うことで市街地の活性化に役立てます。
住宅機能の整備	・麻生幼稚園、麻生小学校、麻生公民館、麻生高校などの教育機能が充実していることから、住宅機能を配置し、若年層や子育て世帯の定住・移住を促進します。 ・住宅機能の配置にあたっては、「行方市空家等対策計画」に基づきながら、近年増加する空き家の解消や有効活用を図るとともに、現麻生庁舎(新庁舎整備後は改修予定)において、地域課題や市民ニーズ等を踏まえた有効活用を検討します。
レクリエーション拠点の整備	・市街地に近接し、関連性の高い天王崎周辺は、天王崎観光交流センターコテラス、ムービングハウス、天王崎公園、羽黒山公園、あそう温泉白帆の湯、麻生藩家老屋敷記念館を核として観光・交流機能の拡充を図ります。

## ⑥観光振興プロジェクト

- ・観光振興プロジェクトは、本市にある豊富な観光・レクリエーション資源を生かした経済的発展に役立つためプロジェクトとして選定します。
- ・このプロジェクトの狙いとしては、本市の魅力向上や交流人口の拡大など、本市の観光振興に繋がると同時に、滞在人口や関係人口の増加を通じて商業・サービス需要が増大し、広範な産業振興に繋がるなどの市民の利便性向上、シビックプライドや地域イメージの向上に資することなどが期待されます。
- ・このプロジェクトに関わる今後の対応としては、「行方市観光振興計画」に位置づけられた重点取組事項の実現を推進していくことが求められます。都市計画的な視点として具体的には、観光・レクリエーションに資する各種施設については適切に維持管理を行うとともに、民間事業者とも連携を図りながらより有効な活用方策を模索していくほか、4つの観光・レクリエーション拠点及び2つのICを連絡する「観光連携軸」を整えることにより周遊性を向上させ、相乗的な効果を高めていくことが重要となります。また、本市が誇れる良好な景観を保全・整備することで、市民の誇りと愛着を高めるシビックプライド面での効果とともに、本市を訪れる人の良い印象を与えてさらなる効果を生み出す好循環の契機とすることも重要です。

## ■観光振興

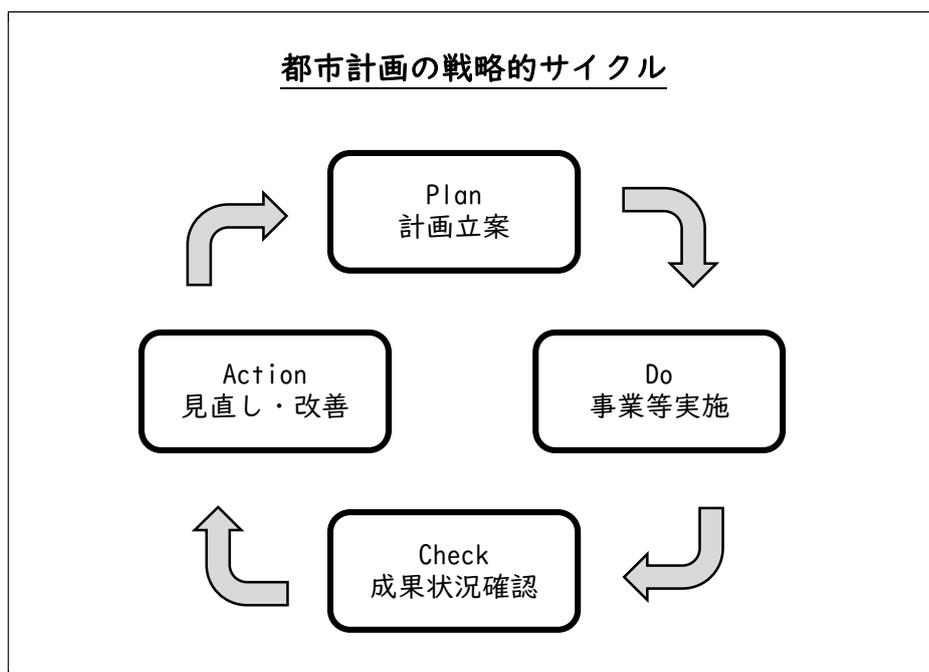
項 目	内 容
既存施設の維持管理・機能向上・改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光・レクリエーションに資する各種施設について、誰もが安心かつ安全に利用できるよう、計画的な維持管理を推進します。</li> <li>・社会経済情勢や国民のニーズの変化などを踏まえた施設の機能向上、効率的かつ効果的な運営のための改善などを図ります。</li> </ul>
多様な手法による民間活力の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間事業者と連携を図りながら、民間の技術やノウハウ等を活用し、施設のより有効な活用方策や管理・運営などを検討します。</li> </ul>
観光連携軸の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道354号や国道355号、主要地方道水戸鉾田佐原線、一般県道荒井行方線、都市計画道路3・4・3粗毛・石神線などの、4つの観光・レクリエーション拠点及び2つのICを連絡する道路であるため、未整備区間については整備を推進します。</li> </ul>
景観保全・整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・良好な景観を保全・整備するため、市民や景観活動団体と行政との協働により良好な景観整備の方針を検討するほか、条例等により屋外広告物や土砂採取地等を適切に規制します。</li> </ul>

## 5-2 都市計画による事業・制度・施策の検討

- ・今後、本市において都市計画に係る各種の事業・制度・施策を推進する際、重要になる事項を整理します。

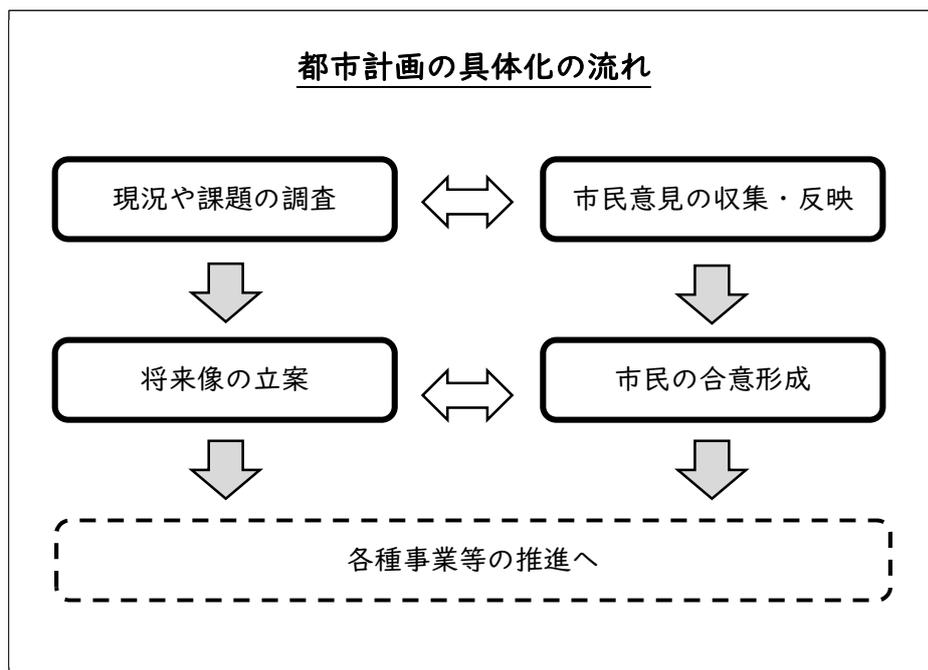
### (1) 都市計画の戦略的な施策展開

- ・都市計画に係る各種の事業・制度・施策を推進する際には、明確な目標や指標を設定し、事業実施後にその成果が確認しやすいことが重要です。また、その際には、公共事業の目的が市民生活等の向上であることから、まちづくりの主役である市民にとってわかりやすく、市民にとって真に必要な目標であることが重要です。
- ・上記のような目標の達成状況を把握し、次の展開に反映させるための仕組みのひとつとしては、都市計画に係る PDCA サイクルの有効活用が望まれます。
- ・さらに、都市計画において効率的で効果的な事業展開を図る視点からは、5W1H(時期、場所、事業主体、対象、理由、事業手法)となる市街地整備プログラムを明確にし、戦略的な施策展開を行うことが重要です。
- ・人口や経済活動の安定期に入りつつある我が国においては、効率的で効果的な事業の推進がますます重要となっています。このため、事業や施策などにおける費用対効果を明確にし、よりよい事業展開を行うことを基本とします。
- ・都市計画は、その実現までに長期間を要することも多く、その間に社会経済情勢や地域情勢が大きく変化し、当初定めた都市計画が結果としてすぐわれない面が生じる場合もあることから、都市計画においても適時適切な見直しが重要です。ただし、都市計画の見直しは単なる地域事情への配慮を中心としてはならず、常に客観的で公正な視点を持った上で、必要であれば見直しを行い、都市計画の変更手続きをとることが基本となります。



## (2) 都市計画の具体的な展開における留意点

- ・市街地の整備や各種の都市計画施設、地区計画などの制度の事業化や具体化に際しては、個々の都市計画についてのより詳細な目標として、将来像を立案することが必要です。
- ・このため、各種の都市計画に関わる地区の現況や課題を調査し、具体的な将来像を立案したうえで事業を実施することが第一段階となります。
- ・この際、地区に関わる市民などとの協働によるまちづくりを進める観点からは、市民の理解、合意形成、市民参加を基本とすることになります。
- ・そのほか、それぞれの都市計画施設の整備については、他施設などとの整合性に配慮し、効果的かつ効果的に実施することが重要です。具体的には、道路に埋設する下水道管の整備に際して、道路の整備計画や維持管理活動などと整合を図ることがあげられます。
- ・本市において定められている都市計画について、当初決定からやや長期間が経過してなお未整備であるものについては、上記の「(1) 都市計画の戦略的な施策展開」にもあるとおり、適時適切に見直しを行うことが考えられますが、その際には、当初決定時に明確にした都市計画の必要性と矛盾のないよう見直しを行うことや、都市計画を定めていることによる効果と影響(都市計画を変更することの効果と影響を含む)を見極め、双方のバランスを十分に勘案して行うことが重要です。



(3) 都市計画による事業・制度・施策のまとめ

- ・本市において今後実施することを想定している都市計画に関わる事業・制度・施策をまとめる  
とつぎのとおりですが、詳細については、別途個別に検討する(着手済みを除く)こととなります。

事業・制度・施策	主体の例	手法の例	着手時期	備考
<b>●プロジェクト</b>				
東関東自動車道水戸線	国	高速自動車国道	着手済み	新規産業拠点は長期対応
北浦複合団地	県	開発行為	着手済み	一部未分譲
新庁舎整備	市	個別又は開発行為	短期	
玉造市街地整備	市及び市民等	個別又は面整備	短期	
麻生市街地整備	市及び市民等	個別又は面整備	短期	
観光振興	市及び民間等	個別	短期	
<b>●土地利用分野</b>				
新原市街地	市及び市民等	個別又は面整備	短期	既存市街地
上山鉾田工業団地	(公財)茨城県 開発公社	企業の個別立地	完了	一部未分譲
レクリエーション拠点	市及び市民等	個別	短期	4地区
中心拠点	市及び市民等	個別又は面整備	中長期	
主要な集落等	市及び市民等	個別	短期	
<b>●道路(広域幹線)</b>				
国道 354 号	国(県)	道路事業又は 街路事業	着手済み	玉造市街地 関連
国道 355 号	国(県)	道路事業又は 街路事業	着手済み	麻生市街地 関連
(主)水戸鉾田佐原線 (都)3・4・2の一部含む	県	道路事業又は 街路事業	着手済み	麻生市街地 関連
(主)小川鉾田線	県	道路事業	整備済み	
(主)水戸神栖線	県	道路事業	整備済み	
(一)荒井行方線 (都)3・4・3の一部含む	県	道路事業	着手済み	麻生 IC 関連
<b>●道路(都市幹線)</b>				
(一)鹿田玉造線	県	道路事業	着手済み	玉造市街地 関連
(一)山田玉造線	県	道路事業	着手済み	玉造市街地 関連
(一)島並鉾田線	県	道路事業	着手済み	
(一)繁昌潮来線	県	道路事業	着手済み	
(一)矢幡潮来線	県	道路事業	着手済み	
(一)大和田羽生線	県	道路事業	着手済み	
<b>●道路(補助幹線)</b>				
(主)水戸鉾田佐原線の一部 (都)3・4・2の一部含む	県	道路事業又は 街路事業	中長期	麻生市街地 関連
(都)3・4・3の一部	市	街路事業	中長期	
(都)3・5・4	市	街路事業	中長期	
北浦複合団地内	県	道路事業又は 街路事業	着手済み	
国道 355 号(現道)	市	道路事業	整備済み	旧道化区間

※短期：今後おおむね 10 年以内に着手、中長期：今後おおむね 11 年以降に着手

事業・制度・施策	主体の例	手法の例	着手時期	備考
●道路(幹線市道)	市	道路事業	-	路線別に別途検討
●道路 (都市計画道路再検討)	県及び市	制度	短期	路線別に別途検討
●道路(その他の道路)				
(一)桜川土浦潮来自転車道線 (霞ヶ浦自転車道)	県	道路事業	着手済み	
自転車ネットワーク路線	県及び市	道路事業	着手済み	
●公園・緑地				
都市基幹公園	市	-	整備済み	3地域の運動場活用
羽黒山公園	市	-	整備済み	
その他の都市公園	市など	公園事業又は面整備	中長期	市街地内
●河川・湖沼				
霞ヶ浦及び北浦	国	河川事業	整備済み	別途親水護岸等の整備実施
城下川	県	河川事業	着手済み	下流部
山田川	県	河川事業	着手済み	中流部
その他の河川	県又は市	河川事業	-	河川毎に計画
●下水道				
公共下水道	市	公共下水道事業	着手済み	麻生地域、玉造地域
その他	市及び市民等	農集排又は個別処理又は集合処理	着手済み	高度処理型浄化槽含む
●その他の都市施設				
し尿処理施設	市など	-	整備済み	
ごみ処理施設	市など	-	整備済み	
火葬場	市など	-	整備済み	
●地区計画等				
新原市街地(既存)	市	制度	指定済み	
新原市街地(検討)	市	制度	中長期	
麻生市街地	市	制度	中長期	
玉造市街地	市	制度	短期	
北浦複合団地	市	制度	短期	
上山鉾田工業団地	市	制度	短期	
IC周辺	市	制度	中長期	2箇所
中心拠点	市	制度	中長期	
その他	市など	制度	個別検討	
●都市景観	市	条例等	短期	詳細は景観計画にて検討
●安全・安心なまちづくり	市など	各種指導・条例等	-	詳細は個別に検討・対応

※短期：今後おおむね10年以内に着手、中長期：今後おおむね11年以降に着手

## 5-3 市民参加方策の検討

- ・今後のまちづくりにおいては、複雑化する社会情勢や多様化する市民ニーズ等を踏まえると、より多面的で広範囲の意見を反映することが必要であることから、これまで以上に市民や企業・団体等の参加が重要になっています。
- ・また、多様な参加を促すためには、次世代を担う若者をはじめとして多様な人を取り込み、活用していくこととします。
- ・このため、本市のまちづくりは、市民や企業・団体等と行政が協働で関わり、取り組むことを基本として推進することとします。

### (1) 市民の役割

- ・市民の役割として重要な市民参加の実現に向けて、第一段階としては、市民自らがまちづくりに関心を持つことです。次に、まちづくりに関わる行事やイベントなどの身近なことからまちづくりに参加することです。そしていずれは、まちづくりへの参加のみならず、まちづくりの主体に移行することが望まれます。
- ・市民がまちづくりの主体に移行していくことで、市民自身が公共公益施設の計画立案に参加することや、公共公益施設の維持管理に参加することが可能となるほか、市民自らが考えてまちづくりを提案する仕組みである「都市計画の提案制度」なども可能となります。
- ・このような市民の参加や市民の主体化を実現するためには、行政がまちづくりに関わる市民団体や組織の育成・支援を図り、広く市内に市民団体や組織の情報を伝達することが重要です。

### (2) 企業・組織・団体の役割

- ・市内の企業や組織、団体についても、市民と同様に積極的なまちづくりへの参加が望まれています。
- ・このため、市内の企業、組織、団体等については、それぞれの事業目的の達成を図りつつも、本市に関わりを持つ立場として、市民と共にまちづくりに参加することが重要です。
- ・具体的には、企業が有する人材や機材、資金、技術などの経営資源を地域のまちづくりに提供することなどであり、一例としては、ボランティア活動への人材の派遣、地域行事に対する資金面での支援、休業日の非稼働機材の貸与などが考えられます。

### (3) 行政の役割

- ・上記のように市民、企業・組織・団体のまちづくり参加が進むためには、これまでまちづくりの主体になることが多かった行政が脇役に回るための仕組みづくりとして、当面は市民や企業・組織・団体が自ら参加しやすくなるための素地づくりが重要となります。特に若い世代がまちづくりに積極的に関わられるような仕組みづくりを展開します。
- ・このため、市民などのまちづくり参加の第一段階としては、まちづくりに関わる情報の提供が非常に重要であり、行方市においては「行方市意見公募(パブリックコメント)手続きに関する要綱」(平成18年4月20日 告示第47号)などに基づき、積極的に情報を公開するとともに市民からの意見収集を行うこととします。

- ・次いで、まちづくりに関わる各種の原案作成(計画立案など)を市民と共に行い、さらには主体を市民に委ねることで、市民自らが考えるまちづくりへ移行することが重要です。

